

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会
報告書

平成18年8月3日

社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会 報告書 目次

I はじめに	1
1. 検証委員会の設置に至る経緯（国年保険料問題）	
2. 検証委員会における検証作業	
(1) 検証の視点	
(2) 検証作業の概要	
①厚生労働省職員による確認検証	
②委員による実地検証と社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング	
③社会保険庁幹部に対するヒアリング	
II 厚生労働省職員による確認検証	3
1. 社会保険庁の「全件調査」	
2. 検証内容	
3. 検証結果（社会保険庁「全件調査」に関する評価）	
III 委員による実地検証及び社会保険庁本庁に対するヒアリング	7
1. 委員による実地検証	
(1) 検証対象	
(2) 各地の検証の結果	
①青森社会保険事務局	
②大阪社会保険事務局	
③三重社会保険事務局	
④埼玉社会保険事務局	
⑤沖縄社会保険事務局	
⑥愛媛社会保険事務局	

2. 社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

(1) 検証対象

(2) 検証の結果

- ①埼玉社会保険事務局
- ②岐阜社会保険事務局
- ③三重社会保険事務局
- ④滋賀社会保険事務局
- ⑤長崎社会保険事務局

3. 社会保険庁本庁幹部に対するヒアリング

IV 一連の不適正事例に対する検証	24
1. 不適正な事務処理を行った動機・背景	
2. 不適正な事務処理の計画・実行	
3. 本庁の対応	
4. 不適正事例発覚後の調査	
V 不適正事例の発生・拡大に至った背景、問題点（8つの問題）	30
VI 再発防止策として必要な事項（8つの改善策）	33
VII おわりに	36

I はじめに

1. 検証委員会の設置に至る経緯（国年保険料免除問題）

- 平成18年3月頃から、国民年金保険料の免除承認等に関する手続きについて、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず、社会保険事務所が承認手続きを行ったという、国民年金法等の規定に反する事例が多数明らかとなつた。
- こうした事例が多数発生したこと、また、社会保険庁が累次の調査を行う度に、事務所数や報告件数が追加・修正されたことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、誠に遺憾な事態であった。
- これまで度重なる不祥事案が発生してきた社会保険庁において、失われた信頼を回復するためには、社会保険庁の努力だけでは不十分であり、外部有識者等の視点から、事案を厳正に検証していくことが必要である、との川崎厚生労働大臣の指示を受け、社会保険庁の調査内容や再発防止策について検証するため、「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」が設置された。

2. 検証委員会における検証作業

(1) 検証の視点

○社会保険庁が実施する調査とは別に外部の専門家の視点からの検証

検証委員会では、専門家も含めた外部の視点から、独自に調査・検証を行うことにより得られた情報や検証内容をもとに、社会保険庁が行う調査内容やその結果、評価が適正なものであるかどうか、検証を行った。

具体的には、社会保険庁が実施する一連の不適正処理に関する実態調査の方法、結果等を検証するとともに、再発防止策等を検討するため、①厚生労働省職員による確認検証、②委員による実地検証、③社会保険庁本庁に対する検証を実施した。

また、検証過程において、適宜、社会保険庁に対しヒアリングを行ったり、検証過程において得られた情報に基づいて、検証委員会の問題意識等を社会保険庁に伝達することにより、社会保険庁の調査がし意的なものとならないよう検証を進めた。

なお、検証委員会では、すべての不適正事例について個々に検証するものではないが、代表的な不適正事例や検証過程において本庁の関わりが指摘された事例等について、特に抽出して事実関係を検証するとともに、そこから一連の問題の構造的な背景や原因、再発防止策等を検証した。

(2) 検証作業の概要

①厚生労働省職員による確認検証

厚生労働省職員による確認検証では、社会保険庁の実施した「全件調査」が調査手順にのっとり適正に行われたかどうかについて、社会保険事務所のうち、全体の約3分の1に当たる100事務所を抽出して、厚生労働省職員が各都道府県社会保険事務局に赴き、事後検証を行った。

また、100事務所における免除や納付猶予の申請事例のうち、「全件調査」の過程において「適正処理事例」と分類された事例の一部を抽出し、当該事例の申請者本人に対し、実際に申請を行っていたかどうかを電話により確認した。

②委員による実地検証と社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

委員による実地検証では、不適正な事務処理が行われた経緯、背景等及び不適正処理に関して本庁への報告が遅れた理由等について検証するため、不適正処理が行われた全国の6社会保険事務局を対象に、委員2名一組により実地に出向き、対象事務局及び事務所の職員からヒアリングを行った。

また、不適正な処理事例に関し、社会保険庁本庁職員の関与や黙認等、何らかの関わりがなかったかどうかについて検証するため、本庁職員に対する委員等による個別ヒアリングを行った。

③社会保険庁幹部に対するヒアリング

さらに、一連の不適正処理の問題に対するこれまでの社会保険庁の対応（未然防止策、問題発覚後の対応、組織上の問題、運営上の問題等）について総合的に検証するため、社会保険庁幹部職員に対する委員によるヒアリングを行った。

II 厚生労働省職員による確認検証

1. 社会保険庁の「全件調査」

社会保険庁においては、平成18年6月9日（金）から6月19日（月）までの間、全社会保障事務局に本庁職員等を派遣して、平成17年度の国民年金保険料の申請免除及び若年者納付猶予の申請書類等の全件について、①申請書の有無の確認、②所得要件確認のための市町村経由の確認、③申請書の代筆の有無の確認、④申請書への本人押印の確認、という手順により調査を実施した。その結果、平成17年7月～平成18年6月分保険料について平成17年7月～平成18年4月に入力処理を行った不適正な事務処理件数は164,245件、これに平成17年4月～6月分保険料について平成17年4月～平成18年4月に入力処理を行ったものを加えた件数は222,587件であった。

なお、全件調査の具体的な手順は、次のとおりである。

(1) 申請書の有無の確認

申請書と確認リスト（社会保険庁業務センターにおいて作成する免除等処理結果リスト）とを突合してチェックする。

(2) 所得要件確認のための市町村経由の確認

個々の申請書について、所得要件確認のために市町村を経由した事蹟がないもの（市町村の証明印がない等）をチェックする。

(3) 申請書の代筆の有無の確認

個々の申請書について、筆跡が酷似し、職員による代筆作成が疑われるものをチェックする。

(4) 申請書への本人押印の確認

事務所の職員が代筆作成した申請書であって申請者名義の押印のあるものについて、押印の具体的な時期・処理方法を関係者から聴取する。

2. 検証内容

(1) 「全件調査」実施状況の事後検証

社会保険庁の実施した、上記1. の「全件調査」が調査手順にのつとり適正に行われたかどうかについて、100 社会保険事務所（P. 6 参照）を抽出して、検証した。（平成18年6月22日（木）から29日（木））

社会保険庁の「全件調査」においては、上記1. のとおり、①事務所ごとに保管している全申請書をリスト化し、②リスト化された申請書データを社会保険庁業務センターに入力されている免除等の処理結果リストと突合させることにより、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年

月日が不自然な事例等について、重点的に調査するとともに、全申請書について、市町村を経由した事蹟のない事例（市町村の証明印がない事例）や職員による代筆作成が疑われるもの等をチェックすることにより調査を行っている。

検証委員会が実施した確認検証では、リスト化された事務所ごとの申請書データと社会保険庁業務センターの処理結果リストとの突合が適正に行われたかどうか、検証した。

また、突合の結果発見された、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年月日が不自然な事例等について、本庁職員等による調査チームが個別に調査を行っているか、その事蹟等を検証するとともに、調査による判断が正しく調査結果に反映されているかどうかを検証した。

（2）「適正処理事例」に対する検証

また、検証委員会が実施した確認検証では、上記（1）に加え、社会保険庁の「全件調査」の過程において、「適正処理事例」と分類された申請の中から、押印がないものや市町村の証明年月日のないもの、社会保険事務所が最初に受け付けたと思われるもの等も含め、1事務所当たり約15件を無作為に抽出（全体で1,520件）し、当該抽出事例の申請者本人に対して電話連絡し、調査への同意を得た上で、「申請」の有無を直接、確認した。

3. 検証結果（社会保険庁「全件調査」に関する評価）

（1）「全件調査」実施状況の事後検証

「全件調査」を行うに当たり、リスト化された事務所ごとの申請書データと社会保険庁業務センターの処理結果リストとの突合が調査手順どおりに行われるとともに、突合のためのリストへの入力漏れがあったケースにおいては、不突合結果などを活用して、入力漏れを発見し、調査を進めていたことが確認された。

また、申請書データの突合の結果発見された、申請書がない事例、申請書があるが処理データがない事例、申請年月日が不自然な事例等について、個別に調査を行った事蹟を確認し、検証対象の社会保険事務所では、社会保険庁が定めた調査手順にのっとり調査が行われていたことが確認された。

（2）「適正処理事例」に対する検証

「全件調査」の過程において、「適正処理事例」と分類された申請免除又は若年者納付猶予の申請事例から抽出した1,520件のうち、

①申請者本人から「申請している」との回答があったものは、1,497件であった。

②申請者本人から「申請したことない」との回答があったものは、9府県で

15件あった。

③申請者本人から、「社会保険事務所職員が電話等により申請書を記入してもよいか確認があり、職員が記入することを了解した」との回答があったものは、4府県で8件あった。

なお、②と③の事例（「不適正処理事例」に該当するおそれのある事例（23件））については、社会保険庁に対し事実関係を再調査するよう指示するとともに、その結果、「不適正処理事例」と認められた場合には、関係する社会保険事務所や当該社会保険事務所を管轄する社会保険事務局について、「全件調査」の内容を重点的に再確認するよう指示を行った。

（3）社会保険庁による再調査結果

「不適正処理事例」に該当するおそれのある事例（23件）について、社会保険庁による再調査を行った結果、23件のうち19件は本人の思い違いや家族による申請が行われていたなどの事例であり、「適正処理事例」であったことが確認された。残る4件（岐阜、沖縄）については、「不適正処理事例」でありながら「適正処理事例」に誤って仕分けられていたことが判明した。（ただし、沖縄の2件については「不適正処理事例」として識別するための付箋の貼付漏れによるものであり、「全件調査」における不適正処理件数には計上されていた。）

社会保険庁では、検証委員会の指摘を受け、上記誤りのあった同一都道府県内において、同様の誤りをしているケースがないかどうか「全件調査」の内容を再確認した結果、同様の事例がさらに40件あることが判明し、これらについて「全件調査」の件数を修正した。

（4）社会保険庁「全件調査」に関する評価

検証委員会の確認検証の結果状況や、これに基づいて社会保険庁が再調査を行い「全件調査」の件数を修正したことを踏まえ、検証委員会においては、社会保険庁による「全件調査」の結果を了承した。

都道府県ごとの対象事務所一覧

社会保険事務所		社会保険事務所		社会保険事務所	
北海道	札幌西社会保険事務所	富山県	富山社会保険事務所	徳島県	徳島南社会保険事務所
	小樽社会保険事務所		金沢南社会保険事務所		高松西社会保険事務所
	苫小牧社会保険事務所		岐阜南社会保険事務所		松山西社会保険事務所
青森県	青森社会保険事務所	岐阜県	多治見社会保険事務所	愛媛県	今治社会保険事務所
	むつ社会保険事務所		美濃加茂社会保険事務所		宇和島社会保険事務所
岩手県	盛岡社会保険事務所		浜松東社会保険事務所		高知東社会保険事務所
	花巻社会保険事務所		沼津社会保険事務所		幡多社会保険事務所
宮城県	仙台南社会保険事務所		掛川社会保険事務所	福岡県	博多社会保険事務所
	石巻社会保険事務所		中村社会保険事務所		小倉北社会保険事務所
秋田県	秋田社会保険事務所	愛知県	豊橋社会保険事務所		大牟田社会保険事務所
山形県	山形社会保険事務所		一宮社会保険事務所		佐賀社会保険事務所
	米沢社会保険事務所		津社会保険事務所	長崎県	唐津社会保険事務所
福島県	東北福島社会保険事務所		四日市社会保険事務所		長崎北社会保険事務所
	会津若松社会保険事務所		伊勢社会保険事務所		佐世保社会保険事務所
茨城県	水戸南社会保険事務所	福井県	福井社会保険事務所	熊本県	熊本西社会保険事務所
	日立社会保険事務所		大津社会保険事務所		八代社会保険事務所
栃木県	宇都宮西社会保険事務所	京都府	京都南社会保険事務所		本渡社会保険事務所
	今市社会保険事務所		舞鶴社会保険事務所		大分社会保険事務所
群馬県	桐生社会保険事務所		大手前社会保険事務所	宮崎県	宮崎社会保険事務所
	高崎社会保険事務所		天満社会保険事務所		鹿児島南社会保険事務所
埼玉県	大宮社会保険事務所		福島社会保険事務所		鹿屋社会保険事務所
	所沢社会保険事務所		枚方社会保険事務所	沖縄県	那霸社会保険事務所
千葉県	千葉社会保険事務所		豊中社会保険事務所		浦添社会保険事務所
	木更津社会保険事務所		堺東社会保険事務所		平良社会保険事務所
東京都	文京社会保険事務所	兵庫県	三宮社会保険事務所		
	墨田社会保険事務所		豊岡社会保険事務所		
	板橋社会保険事務所	奈良県	奈良社会保険事務所		
	蒲田社会保険事務所		和歌山西社会保険事務所		
	立川社会保険事務所	鳥取県	米子社会保険事務所		
	中野社会保険事務所		浜田社会保険事務所		
神奈川県	鶴見社会保険事務所	岡山県	高梁社会保険事務所		
	川崎社会保険事務所		岡山東社会保険事務所		
	横須賀社会保険事務所		倉敷西社会保険事務所		
新潟県	新潟西社会保険事務所	広島県	広島東社会保険事務所		
	六日町社会保険事務所		福山社会保険事務所		
山梨県	甲府社会保険事務所		三原社会保険事務所		
長野県	長野南社会保険事務所	山口県	山口社会保険事務所		
	岡谷社会保険事務所		萩社会保険事務所		

III 委員による実地検証及び社会保険庁本庁に対するヒアリング

1. 委員による実地検証

(1) 検証対象

委員による実地検証では、以下の日程で、不適正な事務処理が行われた全国の6社会保険事務局を対象に、委員2名一組により実地に出向き、対象事務局及び事務所の職員計53名にヒアリングを行い、不適正な事務処理が行われた経緯、背景等及び不適正な事案に関し報告が遅れた理由等について検証を実施した。

日付	対象事務局・事務所	担当委員
6／14(水)	青森事務局、青森事務所、弘前事務所	稻葉委員・加茂委員
6／21(水)	大阪事務局、天王寺事務所、今里事務所、堺東事務所	西川政務官・野村委員
6／21(水)	三重事務局、四日市事務所、津事務所	岡田政務官・江崎委員
6／22(木)	埼玉事務局、大宮事務所、浦和事務所、所沢事務所	稻葉委員・小林委員
6／23(金)	沖縄事務局、浦添事務所、那覇事務所、コザ事務所	西川政務官・加茂委員
6／28(水)	愛媛事務局、松山東事務所、松山西事務所、宇和島事務所	岡田政務官・江崎委員

(2) 各地の検証の結果

実地検証の対象となった各社会保険事務局についてヒアリングを実施したことろ、概要は次のとおりであった。

①青森社会保険事務局

- ヒアリングを行った青森社会保険事務局管内の2事務所（青森及び弘前）において、
 - ・免除・猶予の対象となりうる者（免除・猶予の該当者）に対して、本人の意思を確認する前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとした事例（先行入力方式）（青森では申請書代筆、弘前では申請書なし）が、
 - ・本人の意思確認を電話で行った事例（電話による意思確認方式）が、それぞれ認められた。
- このうち、先行入力方式の事例については、それぞれ前弘前事務所長と青森事務所長の主導により、平成17年12月下旬と平成18年4月下旬に実施が決められ、事務局は平成18年5月末に事務所から報告があるまで不適正な事務処理について了知していなかった。また、両事務所の間でも他の事務所での不適正な事務処理について了知していなかった。